

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

当事業所「えにし」では、利用者の尊厳保持と自立支援を最優先に考え、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない事由がある場合に限り、一時的に身体拘束等を行うことがあります。

### 緊急やむを得ない「3要件」の定義

身体拘束等を行うためには、以下の3つの要件をすべて満たし、かつ組織的に判断・合意していることを必須条件とします。

- **切迫性**：利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- **非代替性**：身体拘束等を行う以外に、危険を防ぐためのケアや代替方法が他にないこと。
- **一時性**：身体拘束等を行う時間が、必要最少限の短時間であること。

### 対象となる具体的な「身体拘束等」の例

身体を縛るなどの直接的な行為だけでなく、以下の行為も身体拘束(行動制限)に該当することを全職員が認識し、排除に努めます。

- 車いすや椅子から立ち上がれないように、ベルトやテーブルで固定する。
- ベッドから自力で降りられないように、四方を柵(サイドレール)で囲む。
- 部屋に鍵をかけ、利用者を隔離・閉じ込める。
- 「ちょっと待って」「座ってて」など、言葉で利用者の動きを制限する(スピーチロック)。

## 2. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する基本方針

身体拘束等の発生を防止し、適正な対応を行うため、事業所内に「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

- **開催頻度:** 1年に1回以上(必要に応じて随時開催)
- **構成員:** 管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、理学療法士、その他必要と認められる職員
- **役割:**
  - 身体拘束等の適正化に向けた指針および職員研修計画の策定
  - 万が一身体拘束等が発生した場合の報告確認と、原因・改善策の分析
  - 委員会での検討結果・議事録の全従業員への周知徹底(回覧記録の保管)

### 3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修について

職員の意識向上と適切な支援技術の習得のため、全職員(パート・アルバイト含む)を対象とした研修を定期的 to 実施します。

- **実施頻度:** 1年に1回以上
- **内容:** 身体拘束等の原則禁止の徹底、人権尊重、緊急やむを得ない場合の3要件、代替となるケアや支援方法の検討など
- **記録:** 実施した研修の日時、内容、参加者、受講状況について**必ず記録を作成し、適切に保管**します。

### 4. 事業所内で身体的拘束が発生した際の報告方法等

緊急やむを得ない理由により身体拘束等を行った場合、以下のルートで速やかに報告・共有を行います。

1. **現場職員から管理者等への報告:** 実施後直ちに、口頭および書面にて管理者・児童発達支援管理責任者に報告する。
2. **相談支援事業所・家族への連絡:** 身体拘束等を行った理由、状況、時間、態様について、速やかに保護者(家族)および担当の相談支援事業所へ説明し、承認(同意)を得るよう努める。
3. **自治体への報告:** 必要に応じて、指定権者(鳥取県等)のルールに基づき速やかに報告を行う。

### 5. 身体的拘束発生時の対応について

やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、以下の要領で対応します。

- **要件の確認:** 現場の独断ではなく、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めて「3要件」を満たしているか組織的に確認する。

- **記録の義務化**: その態様(方法)、時間、利用者の心身の状況、および緊急やむを得ない理由その他必要な事項を詳細に記録する。
- **【重要】記録の保存**: この身体拘束等に関する記録は、5年間保存する。
- **解除の検討**: 拘束中も利用者の状態を絶えず観察し、危険が去ったと判断され次第、直ちに拘束を解除する。

## 6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、利用者の人権擁護と透明性の高い事業所運営を行うため、いつでも閲覧可能な状態にします。

- 事業所内の見やすい場所(受付や面談スペースなど)への掲示、または書面での備え付けを行うとともに、当事業所の公式ウェブサイト(ホームページ)上において常時掲載し、広く公開します。
- 利用者やご家族から閲覧の要望があった場合は、速やかに提示し、必要に応じて内容の説明を行います。

## 7. その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

- **個別支援計画との連動**: 身体拘束等を必要としないケアを実現するため、個別支援計画の作成・見直しの段階から、利用者の特性に応じた環境調整や丁寧なアセスメントを徹底します。
- **虐待防止委員会との連携**: 不適切な身体拘束は「障害者虐待」に直結するため、事業所内の「虐待防止委員会」と緊密に連携し、相互にチェック機能が働く体制を構築します。

## 附 則

- この指針は、令和5年4月1日から施行する。
- この指針は、令和7年3月15日から改正、施行する。
- この指針は、令和8年6月1日から改正、施行する。